

商店街における除雪対策事業について (商店街まちづくり事業)

<事業概要>

商店街等が実施する商店街利用者や地域住民が通行する商店街区の安心・安全な生活環境の提供のための街区内の除雪や融雪のための取り組みであって、ひいては商店街の活性化に効果のある事業を支援いたします。

<ポイント>

- ・商店街における歩行者通行量の改善に効果が見込まれる事業が対象。
- ・地域の行政機関からの要請に基づいて実施する事業であること。
- ・申請にあたり、地域住民等に対するアンケート調査等を行い、安心・安全の指標を設定し、補助終了後5年間の測定が必須。(行政機関が実施)
- ・燃料費、人件費等のランニングコストは対象外。

<例>

商店街区内の積雪を除雪するため、除雪機等の導入や街区内の歩道部の積雪を融雪するためのロードヒーティング施設を整備し、商店街利用者等の安全な歩行を確保し、商店街利用者の拡大を図る。

補助対象経費：除雪機購入費、格納庫、ロードヒーティング等の融雪施設・設備の整備費用



(除雪機)



(ロードヒーティング施設)